

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(2015年10月23日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年10月23日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	6号機	管理区域内からの物品搬出測定時、携行品モニタでの搬出が認められていない物品(切削油入りペットボトル)の搬出を確認した。当該事象の原因を調査。なお、物品汚染がないことを確認済み。	